

## 70歳未満

所得区分	所得要件(世帯全員の合計額)	自己負担限度額	限度額適用認定証 適用区分
上位 所得者	旧ただし書所得 901万円超	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 多数該当～140,100円	ア
	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 多数該当～93,000円	イ
一般	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 多数該当～44,400円	ウ
	旧ただし書所得 210万円以下	61,500円 多数該当～44,400円	エ
低所得者	住民税非課税世帯	36,900円 多数該当～24,600円	オ

※旧ただし書所得とは、総所得金額から基礎控除額43万円を控除した額です。

※多数該当～ひとつの世帯で療養を受けた月以前の12ヶ月間に、3回高額療養費の対象となっている場合、4回目以降の自己負担額が減額されます。(多数該当の金額になります)